

活動資金一覧

No.	担当課	事業名	目的	目標	対象	補助対象事業	補助金額(年額)	補助期間	補助実績	補助にあつての立ち上げ支援の実施の有無	「有」の場合の内容
1	長寿政策課	守山市高齢者いきいき活動推進補助金	・高齢者の健康づくり、社会参加、生活支援等の活動促進による生きがいある人生の実現	健康づくり、生活支援等に取り組む高齢者の増加	市内に活動拠点を置く団体で、次のいずれかに該当する団体 ①3人以上で構成され、市内に居住する65歳以上の高齢者が構成員の3分の2以上を占める団体 ②高齢者のボランティア活動を支援する団体 ③守山市生活支援体制整備事業実施要綱第2条第3号に規定する第2層協議体 ④その他、市長が適当と認める団体	高齢者が主体となり、継続性、発展性、地域への還元性等が認められ、おおむね月1回以上活動する事業であつて次に掲げるもの。 ①高齢者が運動等を行う健康づくり事業 ②高齢者の日常生活を支える生活支援事業 ③高齢者をはじめとする地域住民が集える場づくりを行う居場所づくり事業 ④高齢者が自身の趣味、特技等を活かした生きがいづくり事業 ⑤高齢者の社会参加を促進する活躍の場づくり事業 ⑥市長が認める事業	5万円	3年	(令和3年度) 5団体 (令和4年度) 8団体 (令和5年度)	有	百歳体操等の団体の立ち上げについて、地域包括支援センターが支援している。
2	市民協働課	市民提案型まちづくり支援事業	住みやすさと活力に満ちた地域社会の実現を目指すため、市民公益活動団体が自主的、自発的に取り組むまちづくり活動を支援することを目的に、応募団体からのまちづくり活動に関する提案を審査し、採択したものに対してその活動に必要な経費を、3つの区分「チャレンジ応援事業」「地域貢献事業」「自立事業化前提型事業」の設定金額に応じて助成する。	社会や地域の課題の解決につながり、守山市における市民協働が活性化することを目標とする。	守山市内に活動拠点を置き、次の要件を満たす特定非営利活動法人(NPO法人)またはそれに準ずる団体(自治会含む)が、まちの課題解決のために自主的自発的に行う事業を対象とします。 ①構成員が3人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤または在学しているものであること。 ②未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者等の成年者が指導・監督を行うこと。 ③団体の運営に関する定款、規約または会則があること。 ④市内で活動する非営利の団体であること(ただし、別表1に定めるチャレンジ応援事業および地域貢献事業については、自治会を除く。) ⑤継続的な活動が期待できる団体であること。	○「チャレンジ応援事業」 市民公益活動団体が自由なテーマで提案した社会的または地域的な課題の解決に資する事業 ○「地域貢献事業」 市民公益活動団体のもつ知識や経験を活かし、自立した活動を展開することで社会的または地域的な課題の解決に資する事業 ○「自立事業化前提型事業」 市民公益活動団体が、地域が抱える課題をビジネスの手法(サービスの受け手から対価を徴収する方法)により解決する事業	「チャレンジ応援事業」:3万円 「地域貢献事業」:15万円 「自立事業化前提型事業」:50万円	「チャレンジ応援事業」:同一事業への交付は3回 「地域貢献事業」:同一事業への交付は3回切り 「自立事業化前提型事業」:同一事業への交付は1回限り	令和4年度実績 「チャレンジ応援事業」 ・採択10件 「地域貢献事業」 ・採択10件 「自立事業化前提型事業」 ・採択1件	有	申請等に関する説明会の実施。
3	企画政策課	守山市豊かな市民活動のまち応援事業	・地域活性化、地域課題の解決	市民活動団体が自主的・継続的に取り組む事業の拡大	守山市内に活動拠点を置く市民団体(ボランティア団体、NPO、各種団体など)で、次の要件を満たすもの。 (1) 構成員が3人以上で、その構成員の過半数が市内に在住、在勤または在学しているものであること。 (2) 守山市市民提案型まちづくり支援事業助成金の交付を過去に受けた団体または交付を受ける見込み団体(令和4年度新設の「チャレンジ応援事業」含む)。 (3) 未成年者のみで団体を構成する場合は、保護者等の成年者が指導・監督を行うこと。 (4) 団体の運営に関する定款、規約または会則があること。 (5) 市内で活動する非営利の団体であること。 (6) 継続的な活動が期待できる団体であること。 (7) 宗教活動または政治活動を行う団体でないこと。 (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団およびその構成員の統制の下にない団体であること。	次に掲げる要件を全て満たすもの (1) 本市内で実施する公益性の高い事業であること。 (2) 地域社会の発展または地域が抱える課題もしくは社会課題の解決が期待できる事業であること。 (3) 補助金の交付を受けようとする年度内に実施し、完了する事業であること※1。 (4) 特定の個人もしくは法人または団体のみの利益となる事業でないこと。 (5) 営利活動、政治活動、選挙活動および宗教活動を目的とした事業でないこと。 (6) 国、地方公共団体その他公益事業を行う団体から他の補助金等の交付を受け、または受けることが決定している事業でないこと。 (7) 施設等の建設または整備を主たる目的とする事業でないこと※2。 ※1 補助金の交付を受けようとする年度内に実施し、完了する事業としますが、補助金交付申請に係る事業期間を明示したもので、既存事業や継続する事業を対象から除くものではありません。ただし、他団体と一体的に実施する事業は対象としません。 ※2 施設等の建設または整備が主たる目的でない場合には、施設等の整備に係る経費が補助金の対象となる場合があります。	前年度のふるさと納税の寄附額によるため、年度により異なる。 R5 2,356,000円(総額)	3年	(令和4年度) 応募3団体、採択3団体 ※補助金交付はR5から 子育て支援団体2件 環境活動団体1件 (令和5年度) 応募3団体	無	—
4	守山市社会福祉協議会	赤い羽根チャレンジ事業	「くらしの課題」を解決するための先駆的、独創的な活動の提案を受け、公開プレゼンテーション等を通じて、市民が課題を共有し、より多くの共感を得る活動に重点的に助成を行います。こ	先駆的、独創的な活動に取り組む市民団体の増加	① 構成員が3人以上で、その構成員のうち2人以上が守山市内に在住、在勤していること ② 未成年のみで団体を構成する場合は、保護者等の成年者が指導・監督を行うこと ③ 団体の運営に関する規約・会則があること ④ 継続的な活動が期待できる団体であること ⑤ 宗教活動または政治活動を行う団体ではないこと ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員の統制下にないこと	① 既存の制度やサービスでは対応できない地域生活課題を解決するための地域福祉活動 ② 今年度に完了する新規の地域福祉活動(既存の活動であっても、内容の質を高め、新たな展開を図る場合は対象となります)。	テーマ設定型:20万円 自由設定型:10万円	1年	令和4・5年度 7団体	無	立ち上げの支援ではないが、令和5年度、ある助成金交付団体から実施事業における会場や規模、実施方法等について相談があり、助言を行った。